

静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）第9条の規定により、静岡県草薙総合運動場、遠州灘海浜公園、小笠山総合運動公園及び吉田公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
静岡県草薙総合運動場	東京都文京区後楽 一丁目3番61号	東京ドーム・東急コミュニケーションズ・静鉄共同事業体 代表団体 株式会社東京ドーム 代表取締役 長岡 勤	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
遠州灘海浜公園	浜松市中央区材木町 38番地	天龍造園建設グループ 代表団体 天龍造園建設株式会社 代表取締役 塩崎 敏裕	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
小笠山総合運動公園	静岡市葵区吳服町 二丁目1番地の5	静岡県サッカー協会グループ 代表団体 一般財団法人静岡県サッカー協会 会長 大槻 克己	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
吉田公園	静岡市葵区鷹匠 一丁目1番1号	吉田公園みらい共創グループ 代表団体 静鉄プロパティマネジメント株式会社 代表取締役 小坂 征広	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで